

令和 7 年度防災啓発広報事業

企画・製作業務委託 仕様書（案）

令和 7 年 2 月

危機管理本部

1 目的

本市ではこれまで「備える。かわさき（保存版）」をはじめとする各種防災冊子を作成し、防災イベント等を通じて市民へ配布をしているが、平成29年のリニューアル以降、東日本台風や能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報に伴う対応などの内容がカバーされておらず、市民全体の防災意識の底上げがなかなか図られていない現状があった。特に若年世代においては、備蓄率が低いという結果が市民アンケートからも出ており、日頃防災意識が低い市民にも災害時のリスク等を知ってもらい、防災意識を高めてもらうことで各家庭や地域での「自助」「共助」の取組が推進されるよう、さまざまな世代・ターゲットに向けた啓発のため、令和5年度から「備える。かわさきマガジン」の発行、「川崎市ぼうさいチャンネル」(YouTube サイト)でのアニメーション動画の配信などさまざまな取組を行っている。本業務では、①主に在宅避難への備えをテーマに令和7年9月に発行を予定している、防災広報誌「(仮称)在宅版・備える。かわさき」の誌面内容の企画・製作、②「備える。かわさきマガジン」の年4回の企画・発行、③「備える。かわさき～みんなで学ぶ防災動画～」の年4本の企画・製作を行うものである。

2 発行形態

- (1) タイトル ①「(仮称)在宅版・備える。かわさき」
②「備える。かわさきマガジン」
③「備える。かわさき～みんなで学ぶ防災動画～」
- (2) ターゲット ①全ての市民（特にマンションなど集合住宅に住み、避難所へ行く必要のない在宅避難の対象となる世帯向け）
②主に若年世代や単身世帯など、防災に関心のない世代
③単身者、子ども、高齢者、ペットと同居等などの多様な世代
- (3) 仕様 ①B5判・全ページカラー、16ページ（表紙、裏表紙含む、広告掲載なし）
②A4判・両面カラー、マット紙90kg相当、フルカラー印刷
③1テーマにつき5分程度のアニメーション動画と15秒程度のダイジェスト版
※詳細な内容は契約後に担当職員と受託業者による打合せの上、決定する。
- (4) 発行時期 ①令和7年9月発行予定（印刷は別契約）
②令和7年6月、9月、12月、令和8年3月の月初
③令和7年6月、9月、12月、令和8年3月の月初
- (5) 発行部数 ①1万6,000部程度（印刷は本業務には含まれない）
②各号1,000部を印刷し、次の表のとおり指定部数ごとに帯がけしたものを川崎市危機管理本部（川崎区宮本町1番地）へ納品する。

指定部数	数量
10 部	2
20 部	29
100 部	4

3 業務履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、記事作成・編集・デザイン等、防災広報誌及び動画の作製に必要な業務全般を行う。
また、製作作業全体の進行管理や、必要に応じて適宜助言や提案を行う。

(1) 企画・製作業務（主に①「(仮称) 在宅版・備える。かわさき」）

ア 編集・デザイン

本誌は、特にマンションなど集合住宅に住み、避難所へ行く必要のない在宅避難者への備えを中心に、備蓄率が低いと言われる若年世代を中心に多くの人に手に取ってもらうことが重要であることから、より多くの市民が手にとり、防災への備えを自分事としてとらえることができるような表紙、紙面とする。紙面に一定の余裕感を出し、見やすさを重視すること。また、現行の「備える。かわさき（保存版）」、「備える。かわさきマガジン」などの啓発冊子、「川崎市ぼうさいチャンネル」も参考にしながら、テーマに合った内容とし、ウェブ閲覧を前提とした作りにすること。

- (ア) 受託者は、テーマ、デザイン、スケジュール等について事前に委託者と打合せを行い、工程表を作成し、進行管理を適切に行うこと。
- (イ) 別添「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」の内容に配慮して制作を行うこと。
- (ウ) 別添「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」に留意し、男女平等の視点を持って制作にあたること。また、性別に限らず、あらゆる差別的表現、構成とならないよう、十分注意すること。
- (エ) 委託者の編集方針に変更が生じた場合には、委託者と受託者双方で協議の上対応すること。
- (オ) 業務に伴う有償素材の使用料など、制作にかかる全ての費用は、受託者の負担とする。

イ 校正

状況に応じて、5回以上の校正に対応すること（受託者による誤りを訂正するだけではなく、誤字、脱字及び事実関係に照らした誤り等、明らかに不適当な箇所があった場合は、委託者に指摘することを含む。）。受託者は、委託者から指定された日時までに校正原稿を完成させ、PDF データをメール等で委託者へ送付すること。校正戻しについては、状況に応じて受託者がメール又は市役所内で直接、校正指示を書き入れた校正紙を受け取り、校正指示を受けること。誌面内容やデザインは、校正の過程で急遽変更を依頼する場合もあるため、初校での大幅なデザイン変更などにも柔軟に対応すること。

ウ 色校正

委託者と受託者双方が、印刷されたものの色調、文字化け、汚れなどをチェックし、確認後校了する。なお、修正が必要な場合は、原則として受託者の作業として速やかに修正を行い、委託者が問題ないことを確認した後、印刷業者に再納品すること。

(2) 企画・発行業務（主に②「備える。かわさきマガジン」）

ア 委託者の提案に基づく「備える。かわさきマガジン」の企画、デザイン及びイラストの作製、編集等の業務を行う。

イ 各号の電子ファイルを次のとおり CD-ROM 等で納品する。

- (ア) PDF ファイル（テキスト抽出可／ページごとにデータを分けたもの）
- (イ) AI ファイル（テキスト埋込有／無の 2 バージョン）

(ウ) 作成イラストの jpg データファイル

ウ 校正は各号 3 回以上とする。校正スケジュールは委託者と協議の上で決定する。また、各号につき一度、双方で企画・編集会議を行うものとする。

(3) 企画・制作業務（主に③「備える。かわさき～みんなで学ぶ防災動画～」

ア 動画の企画・構成

- ・企画にあっては、さまざまなターゲット（視聴者）が各企画の啓発内容に共感し、すぐにでも取組を開始できる内容とし、ターゲットは、単身者、子ども、高齢者、ペットと同居等を想定していることから多様な世代が親しみやすい編集とすること。
- ・動画の制作にあたり、企画・構成案を市が提示し、市と協議のうえ、受託者は編集案を企画する。
- ・動画の制作本数は、多様な視聴ニーズに対応するため、1 テーマ 1 動画を基本とし、1 本当たりの時間を 5 分程度とし、アニメーション動画を 4 本作成する。
- ・各種施設等で放映するために、作成したアニメーション動画のダイジェスト動画を作成すること。ダイジェスト動画の 1 本あたりの時間は 1 5 秒とする。
- ・「ニャビ先生」、「防災マスター（見習い） マナビー」等の既出キャラクターを使用し、表情や動きの変化をつけたアニメーション動画とし、令和 5 年度・6 年度に作成した動画と同シリーズとなるため、違和感のない作品とすること。

イ 編集

動画は、内容を分かりやすく編集すること。適宜、分かりやすいように、テロップ等を加えること。また、各動画を掲載する際に必要なサムネイル画像を作成すること。

ウ 音響・ナレーション等

動画データに適切な音楽・音響効果を加えて、説明等を分かりやすくするためにナレーションを加える等すること。原則、音声ソフト「VOICEPEAK」を使用すること。

エ テキストデータの作成

市では動画掲載の際に、テキストデータを合わせて掲出する必要があるため、動画の内容がわかるテキスト情報（場面説明、発言者・発言内容、テロップ、ナレーション等）を作成すること。

(4) 追加提案

本市の防災啓発にかかる効果的な啓発手法の企画及び実施

(5) 委託業務の実施体制の構築

受託者は、業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。また、受託者はコンテンツ管理プラットフォーム（「Box」もしくは同等の機能を提供可能なサービス）を契約し、そのホストとなり、委託者が指定する市職員のアカウントを作成し、業務に必要な大容量ファイル交換等を行えるようにすること。

5 納品・履行期限

(1) 「(仮称) 在宅版・備える。かわさき」

受託者は、全紙面をおおむね令和 7 年 7 月下旬までに校了し、校了後は令和 7 年 7 月 3 1 日（水）までに完成原稿を委託者及び委託者が指定する印刷業者へ納品すること。なお、完成原稿は、以下の完成品のデータ一式を CD、DVD 等のディスクに保存して納品すること。

- ・印刷時の誌面と同様のデータ（PDF形式・テキストデータを保持したもの）

※市のホームページに掲載する際の容量に準じてデータの分割を行う

- ・編集可能なデータ（Illustrator 形式又は InDesign 形式）

※アウトライン化したものとアウトライン化していないもの両方

- ・誌面に掲載している写真及びイラストの個別データ

（２）「備える。かわさきマガジン」

受託者は、各号の電子ファイルを次のとおり CD-ROM 等で納品する。

ア PDF ファイル（テキスト抽出可／ページごとにデータを分けたもの）

イ AI ファイル（テキスト埋込有／無の２バージョン）

ウ 作成イラストの jpg データファイル

エ 各号の印刷物及び電子ファイルの納入時期は次のとおりとする。なお、校了日は納入時期の 5 日前（開庁日）とする。

（ア） 7 号 令和 7 年 5 月 29 日（木）

（イ） 8 号 令和 7 年 8 月 28 日（木）

（ウ） 9 号 令和 7 年 11 月 27 日（木）

（エ） 10 号 令和 8 年 2 月 26 日（木）

（３）「備える。かわさき～みんなで学ぶ防災動画～」

動画完成後には、データ一式を DVD 等の媒体に保存し、市危機管理本部危機管理部宛てに納品すること。また、納期については、委託者と協議の上決定する。

6 報告

受託者は、本業務を遅滞なく履行し、業務履行期間内に完了報告を行い、検査を受けること。

なお、報告は書面により行う。業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、委託者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

7 その他遵守事項

- （１） 事業の成果物の著作権・著作権等の権利は全て委託者に帰属するものとし、また、委託者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。
- （２） 事業の成果物や業務を遂行するために委託者から提供された資料等を委託者の許可なく第三者へ提供及び受託業務以外の目的へ使用してはならない。
- （３） 受託者は、業務を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- （４） 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。委託契約約款第 5 条各項により、取り扱うものとする。
- （５） 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- （６） 完成物及び中間生成物についての所有権並びに著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第 27 条及び法第 28 条を含む。）は、委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者から依頼を受けて中間物を作成した者は、当該業務に関する事項に関して法第 1

7条に規定する著作者人格権を無期限行使しないものとする。

- (7) 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (8) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものではないこと。なお、第三者からの権利侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (9) 制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (10) この仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、委託者の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、委託者と協議の上で決定すること。